

4 結成活動と公然化

■結成準備は慎重に進めましょう。

■「使用者からの妨害」とみられる事態・言動には、迅速に対応しましょう。

組合結成と使用者側の対応

公然化とは、職場全体に労働組合の誕生を明らかにする一方、使用者に対しては、従来のような「使用者」対「個々の労働者」という個別的な労使関係ではなく、「使用者」対「労働組合」という集団的な労使関係に変更になることを宣言するものです。

しかし、全ての使用者が組合結成に対して理解があるというわけではありません。それまでは、「要望・意見があつたら何でも言ってほしい」などと発言していた使用者であっても「組合」と聞いた途端に「会社と対立するつもりか」などと結成に反感を抱く場合もあります。

ですから、組合結成が憲法や労組法に基づいた正当な行為であっても、組合としての正式な名乗りをあげるまでは、できるだけトラブルを避けて、状況に応じて使用者に気付かれないように準備を進めるなど、慎重な対応を心掛けた方がよいでしょう。

結成活動は慎重に

状況によっては、公然化までは準備会の発足やその動きについて、使用者に気付かれないように配慮することが必要ですが、万一、気付かれたときでも冷静さを失わず、迅速に対応し、時機を失しないよう行動することが求められます。

労働組合の設立に理解のある会社であれば問題は起きづらいのですが、その逆の場合には準備会の対応として、次のようなことが考えられます。

- (1) 使用者の妨害に対して、具体的な対応策を検討する。(妨害者の氏名・日時・場所・妨害を受けた者と妨害をした相手方・妨害の内容等を記録しておくことも有効です。)
- (2) 結成予定時期（公然化の時期を含む。）を再検討する。

- (3) 準備会内部のコミュニケーションを強化する。
- (4) 使用者に対して組合結成への理解を求めていく。
- (5) 地域の労働団体、全国組織の主要労働組合等へ相談する。

なお、東京都労働相談情報センターでは、このような問題について相談に応じています。お気軽にご利用ください。(84ページ参照)